

政 総 第 1046 号  
令和 2 年 4 月 20 日

社会民主党神奈川県連合  
代表 福島 みずほ 様

神奈川県政策局総務室長

「新型コロナウイルス感染症対策についての要望」について（回答）

日ごろから県政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和 2 年 4 月 3 日付でいただいたご意見につきまして、次のとおり回答いたします。

- 1、マスクや手指消毒用アルコールなど、感染防止のために必要な物資を必要とする人に届くよう有効な対策をとってください。

（回答）

マスクや手指消毒用アルコールなどの配布につきましては、現在医療機関を中心に優先して配布をしております。今後、備蓄状況等を見ながら、配布範囲の拡大について検討してまいります。

- 2、かかりつけ医療機関が要請しても PCR 検査が実施されない事例が多くあります。検査ができる体制を作ってください。PCR 検査数を公表してください。

（回答）

PCR 検査の実施につきましては、医師の判断を踏まえた行政検査を順次積極的に行っているところですが、より迅速かつ集約的に対応できるよう、今後、関係機関と調整し集合検査場の設置など検査体制の強化に努めたいと考えております。

また、PCR 検査数の公表につきましても、内部で調整の上、適時適切な情報発信の改善について検討させていただきます。

- 3、感染症病床数を公表し、あと何床空きがあるか明示してください。病症が不足した場合はどのような対応を取るのか明らかにしてください。軽症者に対する入院以外での対応方法について、人命を優先とする観点と医療供給を継続させる観点から検討してください。

（回答）

県は国の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の「神奈川モデル」を構築しており、中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定し、新型コロナウイルス感染症の患者に対応できる病床を確実に確保するとともに、仮設の専門病棟の整備等についても具体的に検討してまいります。

また、無症状、軽症の方には、「自宅・宿泊施設療養のしおり」を渡し、LINE や電話による毎日の健康観察に加え、療養中の健康状態や療養生活に関する相談電話や、重症化した時の 24 時間の緊急電話対応などにより、症状に対応したサポート体制を提供してまいります。

4、その他の対策についても県民の不安を払拭するために公表してください。

(回答)

新型コロナウイルス感染症に係るその他の対策につきましても、県民の皆さまによりわかりやすく情報をお伝えできるよう、担当部署と調整し、適時適切な情報の発信を行ってまいります。

5、相談者や有病者に最前線で関わる、救急隊員や病院職員、自治体職員は、自身の感染の可能性を不安に感じながら職務を行っています。そうした現場の職員が優先的に PCR 検査を受けられるように検討してください。

(回答)

現場職員への PCR 検査の優先につきましては、患者発生状況の動向等を考慮しながら適切な検査体制を構築してまいります。

6、経済活動の停滞から、収入が減少するか、ゼロになってしまう人がいます。生活福祉資金の特例貸付制度について利用しやすいように県の広報で周知をはかってください。生活保護制度を利用できる場合には活用を進めてください。

(回答)

生活福祉資金の特例貸付制度について、本県では、県ホームページにおいて、生活援護課作成の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」において周知を行っております。

また、生活保護の相談時においては、相談者の実情をよく理解し、適切な相談支援に努めています。

○「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f6282/tokurei.html>

7、中小企業を中心に、一部の商店は休業から閉店、倒産に追い込まれています。緊急の資金融資についての相談がしやすいように窓口を作り周知してください。

(回答)

本県では、県金融課、(公財) 神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会など県内 39 団体 45 ヶ所に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談を受け付けています。

さらに、県のホームページにおいても、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける事業者の方に、金融支援などの情報をお知らせしており、随時更新してまいります。

8、体調が悪くても休めない。感染しているかもしれないけど休めない。こうした風潮と職場環境が感染を拡大させています。県当局が率先して職員に病休を取りやすい体制をとり、さらに企業に対して病休を積極的に取るように指導してください。

(回答)

本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当分の間、職員に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことが相当と認められる場合、年次有給休暇の消費日数を心配することなく勤務しない選択ができるよう特別休暇の取得を認めており、職

員に周知を図っています。

企業に対しては、「神奈川いきいき労働共同宣言」を提唱し企業による働く人の健康マネジメントを推進しています。引き続き、長時間労働の是正や柔軟で多様な働き方について普及啓発に取り組んでまいります。

また、かながわ労働センターでは、解雇・退職・雇止め、賃金・労働時間等の労働条件、職場のハラスメントなどの労働問題や労使関係について、パート・派遣を含め、働く方や事業主の方からのご相談に応じており、新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談も受け付けています。

- 9、休業中の賃金保証が十分にできるように、国に働きかけてください。休校に伴い出勤できなかった労働者、雇用されていないフリーランス労働者についても相当な賃金保証を行うようにしてください。生活困窮に対処するために早急に十分な現金給付を行うように国に働きかけてください。

(回答)

本県では、全国知事会を通じてこれまでも、自営業、フリーランスの収入源に対応した実効性ある制度の創設を要望してきたところですので、国の動きを注視してまいります。

なお、現在、国では、新型コロナウイルス感染症による小学校休業に伴い、お子様の世話を保護者が行うことが必要となった労働者の方及びフリーランス（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の方に対して、小学校等対応助成金及び支援金が創設されましたので、周知を図ってまいります。

- 10、横浜市中区寿町は、高齢者と要介護者が多く、大きな介護施設と同様であり、感染防止のために特別な対策が必要と考えられます。簡易宿泊所全戸に啓発ポスターを配布して、宿泊している人に対策を周知できるようにしてください。マスクや消毒液の優先配付を検討してください。

(回答)

周知の方法及びマスクや消毒液の優先配布につきましては、患者発生状況の動向等を注視しながら、状態に即した適切な対応がとれるよう横浜市と連携し、調整を進めるよう検討してまいります。

問合せ先

神奈川県政策局総務室

企画調整第二グループ 中村

電話 210-3025 (直)